

長崎県電線共同溝管理規程及び保安細則の運用に関するQ & A

長崎県土木部道路維持課

平成 24 年 3 月

(目的)

第1条 この規程は、長崎県知事(以下「道路管理者」という。)が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号、以下「法」という。)第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

Q1-1

電線共同溝管理規程を定める理由何如。

A

電線共同溝とは、複数の者の電線を共同して収容し、その占用に供するものである。そのため、各占有者が、電線共同溝の構造及び管理に支障を与えないよう、また、他の電線の構造及び管理に支障を与えないよう、特別な措置を講ずる必要がある。

このような必要から、電線共同溝法においては、道路管理者が各占有者の意見を聴取したうえで管理規定を定めることとしたものである。

なお、共同溝法においても、同様の観点から共同溝管理規定を定めることとされている。

Q1-2

各道路管理者ごとに定める理由何如。

A

法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備すべき道路の指定、建設及び維持管理を行うこととなっているためである。

なお、ここにいう「道路管理者」とは、道路法第18条第1項に規定する道路管理者を指す。

具体的には、指定区間内国道については国、指定区間外国道、主要地方道及び県道については県または政令市、その他市町村道については各市町村が道路管理者となる。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。
- 二 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線、通信線及び取付け金具等をいう。
- 三 「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。
- 四 「附帯設備」とは、占用物件に附帯して、電線共同溝に設置する受金物等の施設をいう。
- 五 「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関して道路管理者から法第10条に基づく許可を受けた者をいう。
- 六 「收容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 七 「占用工事」とは、占用物件に係る工事をいう。

Q2 - 1

第2条第1号にいう「設置及び管理を行う」者とはどういうものか。

A

電気事業者、電気通信事業者、CATV事業者、有線ラジオ放送業者及び行政用ケーブルを管理する道路管理者その他の行政機関等をいう。

Q2 - 2

電線に付随する地上の変圧器等は、第2条第4号「附帯設備」に含まれるか。

A

含まれない。電線共同溝内に收容しないものは、電線共同溝の占用の許可の範囲内とはいえないので、別途、道路法上の占用の許可を必要とする。

(例) 電線共同溝から分岐する管路及び電線、電線共同溝に敷設する電線に係る変圧器、その他の地上に設置する施設等。

Q2 - 3

電線の入替などではなく、例えば電線の条数追加など、法第10条及び第11条による占用許可による工事、又は法第12条による占用の内容を変更する許可を伴う工事は、ここにいう「占用工事」に該当するか。

A

該当する。

ただし、本規程第6条に定める工事の承認については、入線後の撤去又は入替等の工事の際に必要なものである。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件及び附帯設備は占用者が、それぞれ管理する。

Q3 - 1

占用者が管理するために入溝する手続き何如。

A

保守管理のための入溝に際しては道路管理者の承認を受けなければならない。詳しくは管理規定第8条第1項のとおり。

また、緊急の際には事後報告により入溝が可能である。詳しくは同条第2項のとおり。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため別に定める電線共同溝管理台帳(以下「台帳」という。)を作成し、保管するものとする。

2 占用者は台帳を閲覧することができる。

3 道路管理者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかに台帳を変更するものとする。又、占用者に関係のあるものについては、すみやかに占用者にその旨を通知するものとする。

4 占用者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかにその内容を道路管理者に届け出なければならない。

5 前項により届出を受けた道路管理者は、届出を受けた内容を審査のうえ、自ら保有する台帳の変更を行なうものとする。又、他の占用者に関係のあるものについては、その旨をすみやかに通知するものとする。

Q4 - 1

台帳の閲覧はどこでできるか。

A

当該電線共同溝敷設区間の道路を管理する県地方機関にて閲覧可能である。

なお、写しの交付を求める際には、長崎県手数料徴収条例に基づき手数料の納付が必要である。

Q4 - 2

台帳の内容変更についての届出様式何如。

A

特に定めない。任意様式にて届出ることである。ただし、変更する内容について過不足なく書類で提出すること。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占有者は、収容物件に管理者名又はシンボルマーク、敷設年、電圧(電気事業法の規定に基づいて設ける電線に限る)等を明示する。

Q5 - 1

マンホールや分岐柵等に納める電力ケーブル等以外で、機器用ハンドホール等にも明示する必要があるか。

A

電線共同構内に収容される物件及びそれに附帯して設置される施設や器具についても、同じく明示が必要である。また、道路管理者の監督処分による施設の撤去等が必要となる場合、一体不可分となっている処分対象外の施設等についても同時に撤去する必要が生じる可能性があるため、地上機器等についても同じく明示すべきである。

(工事の承認)

第6条 占有者は、電線共同溝入線後に撤去又は電線の入替等の占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書(様式 - 1)を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
2 前項に規定する申請が承認された際には、電線共同溝入溝計画書(様式 - 2)を道路管理者に提出するものとする。

Q6 - 1

撤去又は入替等の占用工事の際に依拠する法令等の基準何如。

A

法第16条第1項及び同法施行令第7条及び道路管理者による指示等を遵守すること。

なお、法第26条により、道路管理者は、占有者に対する承認の取り消しやその効力の停止等の行政処分が可能であるため注意すること。

(工事の施行)

第7条 道路管理者は、道路法第24条に係る工事及び占有者以外が行う道路法第32条に係る工事等(以下「道路法第24条工事等」という。)の施行により、電線共同溝又は占有物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、道路法第24条工事等を施行する者に必要な措置を講じさせなければならない。

2 道路管理者が電線共同溝内において工事を施行する場合、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、事前にその収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立会を求めるものとする。

3 占有者は、占有工事等の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件に影響を及ぼさないために必要な措置を講じなければならない。

4 占有者は、占有工事等が他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、その収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立会を求めるものとする。

5 占有者は、占有工事等に伴い附帯設備の設置等が必要となった場合は、道路管理者と協議するものとする。

6 占有者は、承認を得た工事等が完了したときには、道路管理者に電線共同溝占有工事完了届(様式-3)を提出しなければならない。

Q7-1

第7条第2項、第3項、第4項にいう「他の収容物件」の範囲何如。

A

収容物件及び附帯設備、並びに道路法により設置許可された地上機器も含める。第12条但書参照。

(電線共同溝への入溝)

第8条 占有物件の保守管理等を行うために占有者が電線共同溝に入溝する場合で工事を伴わない場合は、占有者は道路管理者に電線共同溝入溝承認申請書(様式-4)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 緊急を要する場合にあっては、占有者は当該電線共同溝の存する区間を管轄する振興局長(以下「振興局長」という。)に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後すみやかに電線共同溝緊急入溝報告書(様式-5)を提出し、作業内容の確認を受けなければならない。

Q8-1

入溝の際の鍵の取扱い何如。

A

保安細則第2条参照。占有者はあらかじめ道路管理者から鍵の貸与を受け保管することができる。

(自らが直接工事、作業を行わない場合の責務)

第9条 道路管理者及び占有者は、電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合は、当該工事等を道路管理者又は占有者に代わって行う者(以下「請負者等」という。)に次の事項を遵守するよう徹底しなければならない。

- 一 本規程及び本規程に基づき定められた細則(以下「規程等」という。)のうち入溝手続き、事故防止に係る規程を熟知し遵守すること。
- 二 工事等を行うときは、規程等の写しを携行すること。占有に係る工事であるときは、当該工事等に係る占有の許可書等の写しも携行すること。
- 三 緊急時の連絡体制を確立すること。

2 道路管理者及び占有者は、請負者等の行う工事等について適切な監督を行い、電線共同溝及び収容物件の構造の保全と事故防止に努めなければならない。

3 電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合の請負者等の義務は、規程等に定める道路管理者又は占有者の義務を準用するものとする。

Q9 - 1

第9条第1項第3号にいう「緊急時の連絡体制」について、請負者の連絡先通知はどのようにすればよいか。

A

入溝承認申請書(本規程様式 - 4)の入溝者等の欄に記載すること。

また、請負者へ緊急連絡系統図(図 - 1)を配布する等して、緊急に備えた連絡体制をとること。

(点検及び通報の義務)

第10条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

2 道路管理者及び占有者は、巡視や点検の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見した場合、又は工事等の際に電線共同溝や収容物件等を損傷した場合は、直ちに関係者に通報するとともに、収容物件の保持に必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合、当該物件占有者は措置完了後、直ちに道路管理者に事故報告書(様式-6)を提出しなければならない。

Q10-1

「自己の管理する施設」について、例えばマンホールに相当な水が溜まっている場合に、防水処理等の措置を行う主体何如。

A

道路管理者は、電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行わなければならないため、この防水処理等の措置については道路管理者が行うことになる。これは電線共同溝を占有する者のためでもあることから、占有者は管理負担金を負担することとなる。これ以外の費用については、道路管理者の負担となる。

なお、管理負担金は改築、維持、修繕、災害復旧の際に徴収するものであるが、電線共同溝の維持のために徴収する費用とは、洪水によるハンドホール内に堆積した土砂の除去等の突発的な費用を想定したものである。

Q10-2

関係者に通報する際の連絡先の把握はどうすればよいか。

A

保安細則第4条第1号の緊急連絡系統図によること。

(費用の負担)

第11条 電線共同溝の管理に要する費用については、次の各項に定めるところにより負担するものとする。

電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は当該工事等に直接必要な工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。

事後入溝の占有者の場合は、上記電線共同溝の建設に要した額は「占有負担金」として算出する。

ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合又は著しく公平を欠くと認める場合には、占有者の意見を聴取し、別に占有者が負担する額を定めることができる。

- 2 前項により算出した占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 道路管理者及び占有者は、電線共同溝及び収容物件等に損害を与えた場合の復旧費は、第1項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。
- 4 電線共同溝完成後の新たな占有許可を除き特定の占有者の必要により生じた電線共同溝及び収容物件の改築及び移設等に要する一切の費用は、第1項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。また、第三者の要請により電線共同溝及び収容物件の改築及び移設を行う場合の費用は原則として第三者負担とする。ただし、真にやむを得ない場合は、電線共同溝及び道路設備に関するものは道路管理者の負担とし、占有物件及び附帯設備に関するものは占有者の負担を原則とする。
- 5 占有者は第1項により負担する額並びに「道路整備特別会計における附帯工事事務取扱要綱」に基づき算出する船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の合計額(以下「負担金」という。)を負担するものとする。
- 6 占有者は、道路管理者の発する費用負担命令に基づき振興局長が発行する納入通知書により、負担金を納入するものとする。
道路管理者は、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事完了後速やかに占有者が納入した負担金を精算するものとする。
- 7 道路管理者は、負担金の徴収に際しては事前に占有者と協議するものとする。
- 8 道路管理者が徴収する負担金は毎会計年度末に精算するものとする。
ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算する事ができる。

Q11 - 1

損害を与えた場合の復旧費は、老朽化等について減価分を考慮すべきか。

A

道路付属施設たる電線共同溝及び道路施設に損害を与えた場合、価値の復元ではなく機能復旧(効用の原状回復)を義務付ける道路法第58条の原因者負担金の観点から、たとえ老朽化しているものでも機能復旧に要する費用は負担すべきである。なお、近日中に具体的な撤去計画があるような場合は、応急措置費用を限度とするなど個別具体的に判断すべきである。

(損害又は紛争の処理)

第 12 条 収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者（道路管理者及び占有者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。ただし、地上機器の移設要請等があった場合の対応は、道路管理者と占有者は協力して問題解決にあたるものとする。

Q12 - 1

地上機器の移設要請等に道路管理者と協力して対応する理由何如。

A

地上機器については、道路法上の占有許可を受けて設置しているものであるため、移設等に際しては変更又は新規許可申請が必要である。Q 2 - 2 参照。

(関係法令の遵守)

第 13 条 道路管理者及び占有者は、前各条の規程により作業等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

Q13 - 1

関連法令等とは具体的に何を指すか。

A

道路法、同法施行令、同法施行規則、電線共同溝の整備等に関する特別措置法、同法施行令及び同法施行規則及び長崎県電線共同溝保安細則による。その他、占有者に対しては、関係通達等に基づき、道路管理者が適宜指示等するものとする。

なお、電線共同溝占有者については、道路法第 3 章第 3 節（道路の占有）の適用を除外し、本法に基づく許可によるものと構成している。（法第 29 条）

(道路管理者への届出等)

第14条 この規程の定めによる道路管理者への承認、申請、届出、報告等は、所定の様式により行うものとする。

Q14 - 1

様式はどこで取得できるか。

A

長崎県公式ウェブサイトの電子県庁申請書ダウンロードサービスに、様式、管理規程、保安細則及び本Q & Aを掲載中。(<http://www.pref.nagasaki.jp/download/ApplicationSearch.php>)

(保安細則)

第15条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について、電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

長崎県電線共同溝保安細則及びQ & A 参照。

(規程に関する義務等)

第16条 この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

Q16 - 1

道路管理者と占有者として協議した結果によって、本管理規程が変更される可能性何如。

A

協議結果によって、必要が生じれば長崎県電線共同溝管理規程は改正する。その際には、改めて電線共同溝を占有する者の意見を聴いて定めることとなる。

(目的)

第1条 この細則は、長崎県電線共同溝管理規程(以下「規程」という。)第15条に基づき定めるもので、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

Q1-1

本保安細則と電線共同溝管理規程との関係何如。

A

本保安細則は、管理規程において定める電線共同溝の構造の保全、電線共同溝に敷設する電線の管理、電線共同溝の管理負担金及びその他電線共同溝の管理に関する事項(法施行規則第3条各号)に加え、保安と防災について特に定めるものである。

(鍵の保管)

第2条 入溝に必要な鍵は、道路管理者が保管するものとする。

ただし、占有者は事故の発生時等緊急の場合に備え、あらかじめ電線共同溝に入溝するための鍵(以下「緊急用の鍵」という。)を道路管理者から貸与を受け保管することができるものとする。

2 占有者は緊急用の鍵の貸与を受けようとするときには、鍵の保管責任者を定め電線共同溝緊急用鍵貸与申請書(様式-)を道路管理者に提出しなければならない。

Q2-1

貸与期間に限りはあるか。

A

特に期限は設けない。ただし、あらかじめ貸与を受け保管する場合でない限り、保守管理等の作業が終了した際に返却すること。

(入溝時の措置)

第3条 入溝責任者は、入溝の際にはその都度、電線共同溝占用工事施行承認書又は電線共同溝入溝承認書の写しを携行し、電線共同溝鍵貸出簿(様式 -)に必要事項を記入し、当該電線共同溝の存する区間を所管する振興局長(以下「振興局長」という。)に鍵の貸与を申し出るものとする。

2 振興局長は、鍵の貸与の申し出を受けたときには入溝者及び作業内容を確認のうえ鍵を貸与するものとする。

3 貸与を受けた鍵は振興局長に返納するまで入溝責任者が自ら保管しなければならない。

4 入溝責任者は、作業が完了したときには遅滞なく電線共同溝鍵貸出簿(様式 -)に必要事項を記入のうえ鍵を返納しなければならない。

5 電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌(様式 -)に必要な事項を記載し、その都度振興局長に提出し確認を受けなければならない。

Q3 - 1

日誌の提出は、その都度提出することとなっているが、毎日提出する意か。

A

入溝した都度提出しなければならないため、毎日入溝した場合は提出も毎日となる。

Q3 - 2

FAX等での提出も可能か。

A

可能である。

(作業時の措置)

第4条 電線共同溝内において作業等を行う場合には、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めること。また、入溝責任者は常に電線共同溝占有工事施行承認書、電線共同溝入溝承認書又はその写し並びに緊急連絡系統図(図-1)を携行すること。
- 二 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は、腕章(図-2)を着用すること。
- 三 入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。
- 四 溝内での火気使用については、道路管理者が承認した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯するものとする。
- 五 電線共同溝の入溝作業区域内は、禁煙とすること。
- 六 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- 七 電線共同溝に係る作業は、保安施設設置基準等に基づく措置を講じたうえ行うこと。なお電線共同溝の蓋を開けておく場合は、当該箇所には柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。
- 八 電線共同溝に係る作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさないように行うこと。
- 九 作業に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。
- 十 作業完了後は、工事材料等をすみやかに搬出し、作業区域内の掃除を行うこと。

Q4-1

道路の交通に支障を及ぼさないように配慮することについて、警察署等との協議等は必要か。

A

道路において作業する際、場合によっては道路交通法第77条による道路使用許可を要することがある。疑義がある場合は事前に相談すること。

Q4-2

保安細則第4条第7号にいう「保安施設設置基準」とは何を指すか。

A

「道路工事保安施設設置基準(案)」(昭和47年2月建設省道路局国道第一課通知)を指す。

(緊急時における通報)

第5条 道路管理者は電線共同溝ごとに緊急連絡系統図(図-1)を作成するものとし、占有者に周知するものとする。

電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図(図-1)に基づき通報しなければならない。

Q5-1

緊急連絡先の変更等はどのようにすればよいか。

A

占有許可を受け「敷設工事の届出書」及び「工事施行者の概要」と併せて提出した「保守管理の方法」(様式25号)と併せて、道路管理者へ任意様式にて変更を届け出ること。

(溝内の清掃)

第6条 道路管理者は、溝内を常に清潔な状態に保持するため必要に応じ清掃を行うものとする。

Q6-1

道路管理者による溝内の清掃費用について、占有者の負担(管理負担金)はどうか。

A

管理費用とは、改築、維持、修繕及び災害復旧の際に徴収するものであるが、清掃のような恒常的な費用についてはこれにあたらなため、道路管理者が負担することとなる。

なお、管理負担金の算出方法は次のとおり(長崎県電線共同溝管理規程第11条参照)。

管理負担金 = 管理費用 × $\frac{\text{建設負担金又は占有負担金に係る支出を免れることとなる金額}}{\text{建設費}}$

(占有工事等の調整)

第7条 占有者は、工事等により電線共同溝に係る工事又は入溝を行おうとする場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

(細則に関する疑義等)

第8条 この細則に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

Q 8 - 1

道路管理者と占有者として協議した結果によって、本保安細則が変更される可能性何如。

A

協議結果によって、必要が生じれば長崎県電線共同溝保安細則は改正する。その際には、改めて電線共同溝を占有する者の意見を聴いて定めることとなる。